

平成25年5月23日開催

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

新クリーンセンターの整備について	・・・・・・・・	1
添付資料1 実施方針（案）		
添付資料2 要求水準書（案）目次		

# 1 これまでの検討状況について

## (1) 防災対策について

### ア 浸水対策について

上越市新クリーンセンター(仮称)(以下「新クリーンセンター」という)の整備にあたっては、震災、水害等の自然災害により電力、給水等のインフラ機能が停止した場合にも安定した焼却処理・発電を継続できる施設整備の検討を進めている。

地震を含め多様な自然災害に対しては法令等で規定された基準値等を満足する施設整備を行うことで対策を講じることとなるが、このほかにも、過去に経験した、或いは被害が想定されている建設予定地特有の事情から想定される自然災害に対しても、予め対策を講じた整備をすることで、焼却処理の停止というリスクを極小化することができる。

こうした中で、建設予定地が過去に経験した自然災害をみると、平成7年7月11日の集中豪雨による水害の影響により計画地ならびに隣接する第2クリーンセンター敷地が70cm程度浸水し、またその水が施設内に浸入したことで焼却処理を停止し、その復旧に長時間を要したという大きな被害を経験している。

以上のことから新クリーンセンターの整備にあたっては、自然災害に対する一般的な対策を講じるほか、平成7年7月11日の水害経験等に基づく計画地特有の自然災害に対策を講じた整備を行う必要があるとの結論に至った。

また、施設整備時に行える水害対策には、下表に示すとおり敷地の地盤レベルをあげることで計画地への浸水そのものを防ぐ土木対応と、極力地下室を少なくする、電気関連諸室、重要機器ならびにごみピットを2階以上に配置する、扉等を含めて建屋1階の壁開口部は設けない又は少なくするなどの建築対応の2つの対策があるが、検討の結果、計画地への浸水そのものを防ぐ土木対応により、水害への根本対策を講じることとした。

### 【水害対策と特徴】

種 類	土木対応	建築対応
対策の種類	・地盤レベルをあげる (土木対応には防水堤で計画地を囲うという対策もあるが、今回の計画地は内水被害が想定されており、排水できないため計画地の効果的な対策にならない)	・地下室を少なくする ・電気関連諸室、重要機器ならびにごみピットを2階以上に配置する ・扉等を含めて建屋1階の壁開口部は少なくする(或いは設けない)、防潮板設置など
対策費	約7～9千万円 <sup>1</sup> (約16千m <sup>3</sup> 土購入・運搬・敷き均し・締め)	約20～45千万円 <sup>2</sup> (ランプウェイ設置・機器配置等)
特徴 <sup>3</sup>	工場棟等のプラント機能設置エリアへの浸水そのものを防ぐことができる ごみピットへの投入口(プラットホーム)を2階レベルに設置するためのランプウェイの設置が不要となるなど、特殊な形状で狭小な今回の計画地の中で合理的な配置計画が可能となる 造成盛土(高さ1m)による圧密沈下量、圧密沈下時間、外構工事工程等を考慮した造成実施設計及び工事を事業者に求める必要がある	×工場棟等のプラント機能設置エリアへの浸水そのものを防ぐことができない ×ごみピットへの投入口(プラットホーム)を2階レベルに設置するためのランプウェイの設置は、特殊な形状で狭小な今回の計画地では配置計画上の不都合が多い ×扉等を含めて建屋1階部分への開口部を少なくすることは、日常の運営、メンテナンス上も不都合が多い

1 敷地造成基本設計数量より試算

2 プラントメーカーへのヒアリングにより設定

3 凡例 : 事業に対して効果的であると考えられる特徴 : 対応後の留意事項

× : 事業に対して効果的とは言い難い特徴、

### 内外水氾濫解析について

集中豪雨等による水害を想定した計画地盤レベルを設定するために、内外水氾濫解析を実施した。

建設予定地は、関川水系保倉川流域に含まれ、新潟県が公開している「関川水系保倉川浸水想定区域図」では、1/100確率降雨での保倉川の洪水氾濫による浸水範囲が示されている。今回は内外水<sup>1</sup>混合モデルによる解析を実施するものとし、1/30<sup>2</sup>確率を最小とし、1/50、1/100確率のモデル降雨及び過去の降雨記録、水位記録の整理結果より、既往の主な出水として平成7年7月11日の実績洪水について解析を実施した。

### 氾濫解析結果

	確立規模	敷地全体浸水深（最小～最大（m））
a	1/30	0.02～0.09
b	1/50	0.05～0.38
c	1/100	0.11～0.82
d	H7.7.11	0.10～0.81

- 1： 内水 - 地区内から河川への排水ができなくなるにより氾濫が生じる場合  
外水 - 保倉川、飯田川、桑曽根川が溢水氾濫した場合
- 2： 1/30 - 30年に1回、1/50 - 50年に1回、1/100 - 100年に1回

### 検討結果

敷地全体では、1/30確率規模洪水で9cm、1/50確率規模洪水で38cm程度の浸水が想定される。また超過洪水である1/100確率規模では最大で82cmの浸水が想定される。なお、過去の洪水時の平成7年の降雨の場合においても最大で81cmの浸水深となった。

以上の検討結果から、1/100確率規模洪水及び上越市が平成7年7月11日に経験したものと同規模の集中豪雨にも対応できる浸水対策として、現況高さから1m程度地盤レベル（計画標高=6.80m）を嵩上げする計画とした。

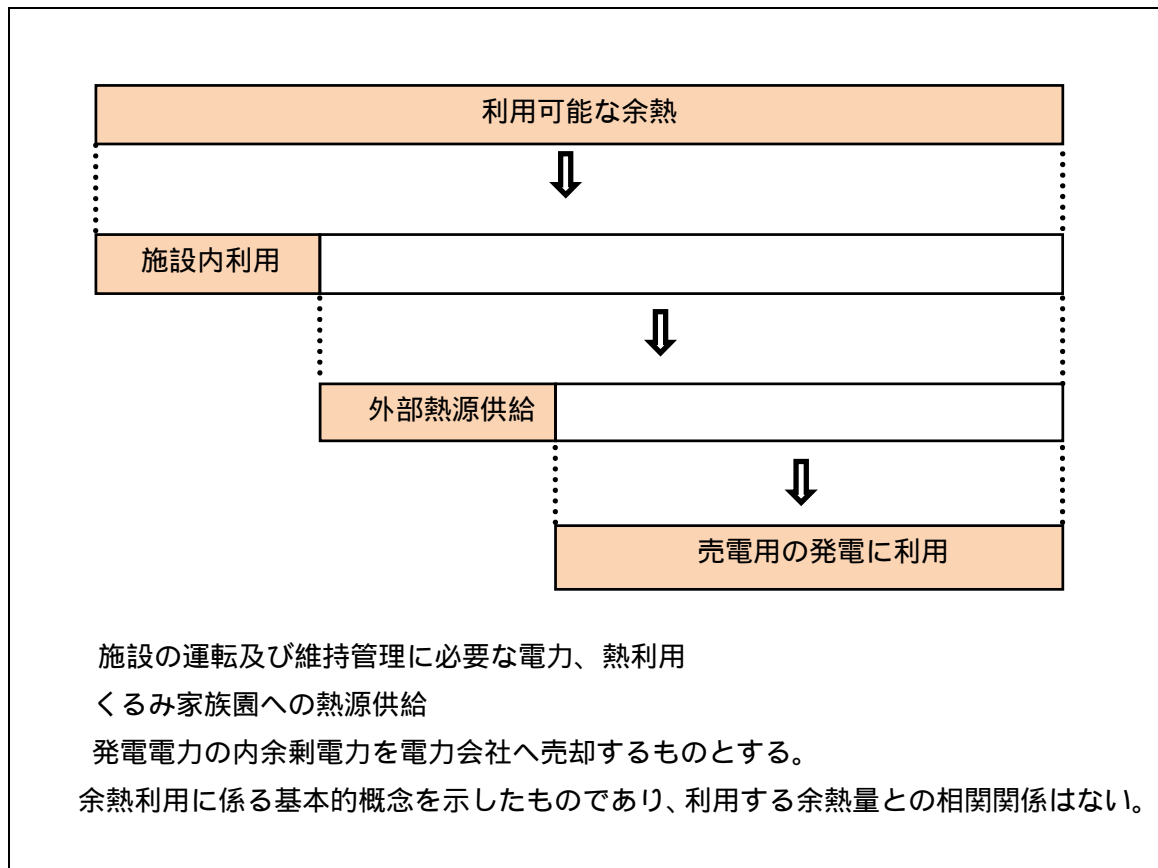
### イ その他の防災性能について

その他の防災機能として以下の点について検討した。

施設の耐震割増係数の設定	・建物の耐震性能を規定する耐震割増係数は他事例を参考に検討した結果「 類係数1.25」とする。
災害時の自立運転	・災害時に電力会社からの電力供給が断たれた場合でも、非常用発電機により自立運転を確保する。
防災備蓄機能	・防災備蓄倉庫を設置し、非常食、毛布など200人の1日分の防災備蓄品を備蓄するものとする。

## (2) 余熱の利用について

余熱利用については、基本的に「施設内利用」を最優先に考え、続いて「外部熱源供給」、次に「売電用の発電に利用」するものとする。余熱利用に係る基本的概念を以下に示す。



### ア 発電について

#### 特別高圧電線路の敷設について

新クリーンセンターの整備にあたっては、環境省の循環型社会形成推進交付金制度における「高効率ごみ発電施設」として整備することで、同制度における交付金を受けられること、東日本大震災以後の電力不足、再生可能エネルギーの固定買取制度、及び発電にかかるごみ処理施設への期待など社会的情勢を考慮すると、特別高圧電線路の敷設やそれに伴う受変電設備の初期投資が必要であったとしても、可能な発電能力を最大限活用するために、高圧電線路よりも特別高圧電線路を敷設する方が相応しいとの結論に至った。(平成25年2月14日所管事務調査)

また、特別高圧電線路は電圧仕様66,000Vと154,000Vからの接続が可能であり、双方を比較すると、154,000Vでは、経済性の面で若干のメリットがあるものの、新クリーンセンターの発電容量(約5,000kW)では、保護リレー設定及び電流監視が困難になるなどの電力系統・設備の安全対策リスク管理の観点から課題を抱えているため、新クリーンセンターの整備にあたっては特別高圧電線路のうち66,000Vを敷設することとする。

電圧仕様の検討について

a. 発電効率の比較（定性比較）

連系電圧 比較項目	66,000V系 (特別高圧送電系)	154,000V系 (特別高圧送電系)
発電機出力の 制約	発電機出力に制限はない。	発電機出力に制限はないが、一般的には 50,000kW以上
高効率ごみ 発電対応	可約5,000kWの発電機出力を得ら れる	< 同左 >
	施設規模から発電端効率15.5%以上が交付金交付要件 <sup>注1)</sup> となる。	
系統への 接続工事 <sup>注2)</sup>	需要実負荷及び発電機出力が 2,000kW以上の場合に適用される。	大規模需要設備等で採用されている。 卸電力事業者(IPP事業者)等大型発電 所の接続が一般的である。 ごみ処理施設での154,000V系への接続実 績が3施設(うち2施設はごみ固形燃料製 造施設)
判 定	高効率ごみ発電対象となり、発電 に係る設備は1 / 2 補助となる。	< 同左 >

注1) 環境省交付金は、電力会社への工事負担金に対しては対象外であるが、系統連系に伴う、受電設備等の諸設備は対象となる。

b. 事業リスクの比較（定性比較）

連系電圧 比較項目	66,000V系 (特別高圧送電系)	154,000V系 (特別高圧送電系)
連系工事遅延に伴うリスク	受電目標：平成29年4月 敷設工事期間：49ヶ月 平成29年4月に受電できない可能性はあるが、この時期は無負荷運転期間であり、工事用電源（仮設電源）で対応が可能である。	受電目標：平成29年4月 敷設工事期間：39ヶ月 受電目標月である平成29年4月からの受電が可能である。
ごみの量変動リスク	当初見込みよりごみ量が減少することは、売電収益の減少につながる。	< 同左 >
ごみの質変動リスク	当初見込みより発熱量が減少することは、売電収益の減少につながる。	< 同左 >
対住民対応リスク	・田園地帯のルートのため住民への影響は軽微。 ・ごみ処理施設への送電線であるからとの理由で敷設の反対運動が起きた事例は報告されていない。	
設備配置に伴うリスク	・鉄塔設置スペース 【12m x 12m】 ・受変電設備設置スペース 【10m x 15m】～【12m x 18m】	・鉄塔設置スペース 【12m x 12m】～【20m x 20m】 ・受変電設備設置スペース 【16m x 20m】～【30m x 25m】
電力系統・設備の安全対策リスク	建設実績が多く、特に問題なし。	・受電点での通常電流値が低くなるため（154,000Vに対して5MVAの変圧器容量）保護リレー設定及び電流監視が困難となる。特に1炉運転やごみ発熱量が低くなるような場合も物理的に電流監視が難しくなる可能性がある。  154,000V受変電設備の施工実績のあるプラントメーカーに確認したところ、受電電圧を154,000Vとする場合でも技術的に可能であり対応できるが、上記のような課題があり、またその実績施設の発電機出力は9,000kWと上越市の約5,000kWの倍近い規模のプラントであるにも関わらず、受電点電流が小さく、運用が困難であるとの回答を得ている。

c. 経済性比較（定量比較）

比較項目		連系電圧	66,000V系 (特別高圧送電系)	154,000V系 (特別高圧送電系)	
		売電収入 <sup>注3)</sup>			210,000 千円/年
			4,325,500 千円 /20年6ヶ月	4,366,500 千円 /20年6ヶ月	
経費	系統連係工事負担金		554,000 千円 <sup>注2)</sup>	186,000 千円 <sup>注2)</sup>	
	建設段階		148,000 千円 <sup>注2)</sup>	521,000 千円 <sup>注2)</sup>	
		交付金を考慮した実負担額	74,000 千円 <sup>注4)</sup>	261,000 千円 <sup>注4)</sup>	
	運営段階			1,200 千円/年 <sup>注5)</sup>	3,100 千円/年 <sup>注6)</sup>
				24,600 千円 / 20年6ヶ月	63,550 千円 / 20年6ヶ月
	経費計（20年間）		726,600 千円	770,550 千円	
	交付金を考慮した実負担額	652,600 千円	510,550 千円		
売電収入 <sup>注3)</sup> - 経費（20年間）			3,598,900 千円 <sup>注6)</sup>	3,595,950 千円	
		交付金を考慮した場合	3,672,900 千円 <sup>注7)</sup>	3,855,950 千円	

注2) 東北電力ネットワークサービスセンターに依頼した受電側接続検討により確認した概算値

注3) 参考見積を依頼したプラントメーカーに確認

注4) 交付率 1 / 2 の循環交付金を考慮し、実負担として検討

注5) 売電収入について、FIT制度の活用が期待されるが、同制度における買取単価及び期間は、同制度の認定を受けるまでの間、毎年度見直されるため、売電価格は参考値である。

注6) 循環型社会形成推進交付金を考慮しない場合の収支

運営期間(20年間)売電収入 - (系統連係工事負担金 + 施設側受電設備費用) = - ( + + )

注7) 循環型社会形成推進交付金を考慮した場合の収支

運営期間(20年間)売電収入 - (系統連係工事負担金 + 施設側受電設備費用) = - ( + + )

定性的定量的比較のまとめ

比較項目		連系電圧	66,000V系 (特別高圧送電系)	154,000V系 (特別高圧送電系)
		定性評価	発電効率	
事業リスク				
定量評価	経済性			

凡例

○ : 比較項目内容にすべて適合

△ : 比較項目内容にほぼ適合

□ : 大きな検討課題あり

× : 不適合

系統連系に関しては、66,000V系への連系が最も適切であると評価できる。154,000V系については、ごみ処理施設関連での実績は全国でも3施設(うち2施設は、RDF施設)と非常に少なく、設備配置のリスクや電力系統・設備の安全対策にも検討課題が生ずることから、事業リスクの評価を下げた。

売電収入の帰属先について

**【実施方針 4 ページ】**

運営事業者が本施設の運営・維持管理業務を実施することにより得られる余剰電力については、下記の理由から100%市に帰属させることとする。

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度では、制度の認定を受けた次点で買取単価が確定する等、事業者の募集時点では不明確な点が多いことなどによる将来的な事業リスクがあること。
- ・市の帰属とする事により、将来にわたって、電力需給に係る社会環境の変化に応じて、コストメリットを追求しながら取扱う事ができる事が期待できること。

イ くるみ家族園について

**【実施方針 添付資料 3】**

経過と現状

- リゾートセンターくるみ家族園は、焼却場の廃熱利用設備として、また、焼却場建設時に地元環境整備施設として要望されて整備された施設である。
- 新クリーンセンターの整備計画にあたって、地元町内会等からは、くるみ家族園の存続について強い要望がある。

以上のことを考慮し、新クリーンセンターの整備計画にあたって、くるみ家族園へ熱供給を継続する事が可能かについて検討を行ってきた。

費用の比較

また、くるみ家族園への熱源供給にかかる事業期間（新クリーンセンター運営期間20年間）の必要経費について、以下のとおり想定される供給方式ごとに検討を行った。

	温水による熱供給		電気による熱供給		燃料による熱供給	
概要	新クリーンセンターからくるみ家族園の間の配管		エコキュート等電気温水器の設置		既存真空ボイラーによる給湯	
コスト比較	配管工事	14,000千円	電気温水器設置	86,000千円	燃料費	161,000千円
	水管橋配置	26,000千円	受電設備改造	45,000千円		
	電気代	8,000千円	電気代	6,000千円		
	計	48,000千円	計	137,000千円	計	161,000千円

結論

新クリーンセンターの整備に当たっては、くるみ家族園への熱源供給は水管橋の設置により可能であり、コスト比較の検討からも、これまでどおり温水で行うものとする。



### (3) 地元経済振興について

#### ア 地元経済振興についての方針

ごみ処理施設は、「一般廃棄物の処理」を安心・安全な方法で、安定的に適正処理する事が最大の目標であり、このごみ処理施設の整備などにあたっては、国土交通省分類でも「清掃施設工事業」として独立した業種と規定されている許可が必要となる。これは、単に機器、配管、電気等をつなげて造る装置ではなく、焼却炉を中心に相互に関連性を持ったトータルシステムとしての考えに基づいたものである。

このような特殊施設であることから、新クリーンセンターの整備にあたっては、計画する施設規模（85トン/炉/24時間×2炉）と同等、若しくはそれ以上の規模で、且つ発電を行う施設の整備実績がある信頼できる事業者を選定する必要があり、施設の運営についても、同規模・同様種類の施設の運営実績を持つ事業者に担わせる必要がある。

このような特殊な要件の中であっても、この事業を通じ地元経済振興について考慮する必要があるため、整備及び運営の各段階において、地元経済の振興がはかれる事業提案を提示させるための募集条件について検討を行う。

なお、上越市新クリーンセンター整備・運営においてはDB0（公設民営）方式を採用することとし、代表企業、構成員、協力企業から構成される応募グループからの応募を募るものとしており、この応募グループからは事業提案が提示され、この事業提案等の審査により、事業者を選定することとなる。

## 2 今後のスケジュールについて

### (1) スケジュールについて

近年の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、財政の逼迫、人口構造の変化や市民ニーズの多様化などにより、より効率的な財政運営に取り組むことが求められている。こうした中で廃棄物処理施設の整備・運営事業においてD B O方式（公設民営）やP F I方式（民設民営）等の民間活力を導入した事業方式を採用する地方公共団体が増加している。

また、環境省においても、平成18年7月に「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（以下、「環境省手引き」という。）をまとめ、競争性・透明性の向上、公平性確保のための入札・契約の改善方を提示している。この中では、廃棄物処理施設に係る発注方法については、施設の設計・施工だけでなく長期的な運営を含めた一体的な発注を行うことが望ましいとされている。

以上のような背景の下、当市においても、平成23年度に「(仮称)上越市新クリーンセンター施設整備事業計画」を策定し、(仮称)上越市新クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に導入する事業手法について検討を行い、その結果、施設の整備と20年間の運営・維持管理を一括で発注するD B O方式を採用することを決定した。また、こうした民間事業者の募集、選定及び契約する方法等については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下PFI法という)」の手続きに則って実施することも決定した。

PFI法上の手続きに則って本事業の整備及び運営事業を実施する民間事業者を募集する場合の、実施方針の公表から事業契約本契約までのスケジュールは下表に示すとおりである。

内 容	日 程
実施方針等の公表	平成25年 6月末
実施方針等に関する質問・意見の受付期限	平成25年 7月中旬
上記質問への回答	平成25年 7月末
特定事業の選定・公表	平成25年 7月末
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成25年 8月末
第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 9月
第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 9月
入札参加資格審査書類受付・審査	平成25年 9月
第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 10月
第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 10月
概要説明会	平成25年 10月
事業提案書の受付	平成25年 12月
落札者決定及び公表	平成26年 2月
基本協定締結	平成26年 3月
事業契約仮契約締結	平成26年 5月
事業契約本契約	平成26年 6月

## (2) 債務負担行為の設定にかかる参考見積の徴収

債務負担行為の設定にあたっては、整備費及び運営費とともに事業者（プラントメーカー）からの参考見積を参考に債務負担額（枠）の設定を行う。

## (3) 債務負担行為の設定

「上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下、「本事業という」）」の「債務負担行為の設定」を予定している。これは、平成25年6月末頃に予定する実施方針の公表に際し、本事業が予算措置のなされる事業であることを、応募を予定する事業者等々に広く伝えるためにおこなうもので、近年の廃棄物処理施設整備の県内先進事例でも実施している手続きである。また、債務負担行為の設定は、設定した年度内に事業契約が締結されないと、その効力を失ってしまうことから、平成26年度当初予算において債務負担行為の再設定を行うこととする。

## (4) 実施方針の公表（PFI法第5条 平成25年6月末）

PFI法では、公共施設等の管理者等は、以下の特定事業の実施に関する方針を定めることができるとされており、実施方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するよう努めるものとされている。

### 【実施方針に定める事項】

特定事業の選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者は、実施方針の公表により当市の本事業に対する考え方や事業概要を知ることとなる。そのため、民間事業者に本事業の目的を明確に適切に伝えることが重要である。

### 【要求水準所（案）の添付について】

実施方針には要求水準書（案）を添付するものとし、その記載内容は以下のとおりである。

総則

計画概要、計画主要目、環境保全にかかわる計画主要目、設計・建設条件、材料及び機械、試運転及び運転指導、性能保証、かし担保、完成図書、検査及び試験、引渡し、

その他

機械設備工事仕様

各設備共通仕様、受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備、雑設備

土木建築工事仕様

計画基本事項、建築工事、土木工事及び外構工事、建築機械工事、建築電気工事  
解体工事及び仮設建設工事

#### (5) 特定事業の選定（PFI法第6条 平成25年7月末）

PFI法上の「特定事業」とは、公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画及び市民に対するサービスの提供などの公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条（定義））

公共施設等の管理者等は、実施方針を公表した後、PFI法第6条に基づいて、当該事業がPFI法上の特定事業に選定すべきか否かを評価し、その結果を同法第8条に基づいて速やかに公表することとされている。

特定事業に選定するか否かの評価については、本事業をDBO事業として実施することにより本施設を設計・建設及び運営・維持管理が公設公営方式と比較して効率的かつ効果的に実施できることを確認できるか否かを基準として行うこととなる。

具体的には、民間事業者にゆだねることにより、下記の2点が向上することが選定基準である。

#### 【特定事業に選定するか否かの評価基準】

- ア 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。
- イ 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる。

#### (6) 入札公告（平成25年8月末）

本事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札に付すため、同法第167条の6第1項の規定ならびに上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第146条の規定により公告する。

入札公告と同時に民間事業者の募集に係わる各種図書を公表する。

#### 【入札公告と同時に公表する募集図書】

主な図書は次のアからオの図書である。

##### ア 入札説明書

事業概要、事業者の業務範囲、リスク分担、根拠法令、事業期間、入札参加資格要件、モニタリングに関する事項、その他留意事項を記載する。

##### イ 要求水準書

民間事業者が事業を実施するにあたり、最低限確保しなければならない施設の性能や業務水準を規定する。「設計・建設業務」と「運営・業務維持管理」に関する要求水準書を作成する。

#### ウ 落札者決定基準書

応募した事業者の提案については、「入札参加資格」、「基礎審査(要求水準の達成)基準」が満たされていることを確認した上で、「技術提案内容」、「入札価格」の両面から総合的に評価する基準書を作成する。技術提案の評価基準には、評価の視点、配点をつける。

#### エ 様式集

当市及び民間事業者の負担軽減のため提案書作成に係る書式の指定を行う。

#### オ 事業契約書(案)

事業契約書では、官民のリスク分担や権利・義務を規定するほか、民間事業者の設計・建設業務及び運営・維持管理業務が適切に実施されていない場合のペナルティを明確に定めておくことにより、民間事業者が実施する業務(サービス)の質を確保する。こうした仕組みづくりによって事業期間を通じた安心・安全で安定的な事業運営を実現する。

#### (7) 入札参加資格審査書の受付・審査(平成25年9月)

事業提案書を受け付けることに先立ち、応募しようとする民間事業者が、当市が入札説明書で規定した入札参加資格要件を満足する事業者であるかの審査を行う。

#### (8) 事業提案書の受付・審査(平成25年12月)

応募者から受け付けた事業提案書については、入札公告と同時に予め公表していた落札者決定基準書に規定している審査方法に従って、市が設置する審査機関が審査し、優秀提案を選定する。

#### (9) 落札者決定(平成26年2月)

上越市新クリーンセンターにおける優秀提案の選定結果を受けて、当市が落札者を決定する。

#### (10) 基本協定締結(平成26年3月)

当市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

#### (11) 事業契約仮契約締結(平成26年5月)

上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号)第140条の規定により、議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、落札者に対し、「仮契約」に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換するものとされていることから、本事業については、民間事業者に本事業の設計・建設及び運営・維持管理を一括で委託するために、落札者との間で本事業に係る仮基本契約を締結する。また、仮基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者(以下「建設事業者」という。)と本事業に係る建設工事請負仮契約を締結し、運営事業者と本事業に係る運営業務委託仮契約を締結する。

(12) 事業契約に関する議会の議決

(上越市条例第69号、PFI法第9条 平成26年6月)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、上越市条例第69号(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年4月29日))の規定により、事業契約にあたっては、議会の議決を受けるものとする。

また、PFI法でも、地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされている。

(13) 事業契約締結(平成26年6月)

議会の議決を経て事業者との事業契約を締結する。

